

環 盛 号 外
令和 7 年 3 月 24 日

盛土条例許可申請者 様
(申請代理人 様)

静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課長

静岡県盛土等の規制に関する条例の改正に伴う今後の手続きについて (通知)

日頃から、盛土行政への御理解、御協力をいただきありがとうございます。

県では、令和 7 年 5 月 26 日から、宅地造成及び特定盛土等規制法 (以下「盛土規制法」) と静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例 (以下「盛土環境条例」) による規制を開始します。

つきましては、別紙のとおり、既に静岡県盛土等の規制に関する条例 (以下「盛土条例」) の許可を、令和 7 年 5 月 25 日までに取得した方において必要な手続きを整理しましたので、お知らせします。

具体的な手続きの詳細については、当課ホームページを御確認ください。



<盛土対策課 HP>



<盛土規制法>



<盛土環境条例>

<お願い>

- ・これまで盛土等の許可を受けた方の中には、盛土条例に基づく手続きが滞っている方が見受けられます。
- ・特に、6 か月ごとの土壌分析調査や工期の延長に伴う変更許可は時間を要するため、事業の実施計画に大きな影響を及ぼすことになります。
- ・円滑に事業が進められるよう、盛土条例で必要な手続き等について、許可書に添付しております資料及び当課ホームページを改めて御確認いただきますようお願いいたします。

担 当 盛土対策班

電 話 054-221-2137

Email morido110@pref.shizuoka.lg.jp